

案件番号 121024009

令和6年度

京 浜 港 建 設 資 材 價 格 等 調 査

特 記 仕 様 書

令 和 6 年 1 月

国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

1. 調査概要

本調査は、京浜港湾事務所が実施する横浜港及び川崎港における工事等の積算に必要な資材等について、実勢価格等の調査を実施するものである。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、本業務は、以下に示す試行等の対象業務である。

・40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

3. 調査内容

調査名称・内容	分類	単位	数量	摘要
京浜港建設資材価格等調査				
計画準備		式	1	
計画準備		回	2	
協議・報告		品目	10	詳細は別紙のとおり
協議・報告		品目	10	詳細は別紙のとおり
資材等調査		品目	15	詳細は別紙のとおり
特別調査－1		品目	5	詳細は別紙のとおり
特別調査－2		品目	20	詳細は別紙のとおり
標準	標準(規格1～10以下)	品目	20	詳細は別紙のとおり
難易度1	難易度1(規格1～10以下)	品目	15	詳細は別紙のとおり
	難易度1(規格11～20以下)	品目	5	詳細は別紙のとおり
難易度2	難易度2(規格1～10以下)	品目	5	詳細は別紙のとおり
	難易度2(規格11～20以下)	品目	1	詳細は別紙のとおり
集計・分析		品目	46	詳細は別紙のとおり
標準	標準(規格1～10以下)	品目	46	詳細は別紙のとおり
難易度1	難易度1(規格1～10以下)	品目	15	詳細は別紙のとおり
	難易度1(規格11～20以下)	品目	5	詳細は別紙のとおり
難易度2	難易度2(規格1～10以下)	品目	5	詳細は別紙のとおり
	難易度2(規格11～20以下)	品目	1	詳細は別紙のとおり
審査		品目	46	詳細は別紙のとおり
施工単価調査	難易度1 難易度2	施工単価 施工単価	10 5	詳細は別紙のとおり 詳細は別紙のとおり
施工歩掛調査	難易度1	歩掛	5	詳細は別紙のとおり
成果物		式	1	
業務完成図書作成				

4. 調査仕様

4-1 総則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和5年3月）の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

本調査を行うにあたって事前に調査の目的及び内容を把握し、調査の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、調査計画書を作成する。

4-3 協議・報告

本調査の遂行に当たっては、調査職員と管理技術者が調査全体の計画等について、協議又は報告を行いうものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、調査内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議のうえ調査実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

4-4 調査内容

本調査は、以下の項目について実施するものとする。

4-4-1 資材等調査

(1) 共通事項

- 1) 調査価格については、現場持ち込み・荷下ろし価格を原則とし、消費税を含まないものとする。
- 2) 調査先の選定に当たっては、大口需要に対処できる生産設備又は処理能力を有し、調査対象地区に円滑な供給または処理が可能である等を考慮し選定するものとする。
- 3) 調査職員が別途調査開始日を指定する場合における調査期間は、原則1ヶ月以内とする。
なお、これにより難い場合は調査職員と協議することとする。
- 4) 調査品目及び調査時期については、調査職員の指示によるものとする。

(2) 特別調査－1（現地調査）

- 1) 地場により価格形成されている資材等について、資材等に関する各種データや聞き取り調査だけでは調査結果が得られず、調査対象地区に調査員を派遣し行う現地調査に基づき実勢価格を調査するものである。
- 2) 処分費及び再生資材調査については、所在地、受入れ条件、受入れ処理能力、対象地区までの道路運搬距離等を調査するものとする。また、夜間持ち込み価格についても調査することとする。

(3) 特別調査－2（聞き取り調査）

資材等に関する各種データや、聞き取り調査により実勢価格を調査するもので、難易度に応じて3分類に設定する。

- ①標準： 資材等に関する各種データを参考として価格設定ができる調査。
- ②難易度1： 資材等に関する各種データを参考とするが、再度メーカー等への確認が必要な調査。
- ③難易度2： 各種データを参考に出来ないもの、あるいは参考には出来るが規格が特別なもので詳細な聞き取り調査が必要な調査。

(4) 集計・分析

特別調査－1、特別調査－2で得られた結果を集計し、類似資材の同地区での価格変動の確認、他地域との価格についての比較、資材等に関する各種（既存・類似）データとの比較、卸しルート上での物価比較等の分析を行うものとする。

(5) 審査

特別調査－1、特別調査－2の調査価格の最終決定にあたり、調査価格報告前に価格調査の妥当性や価格決定プロセスについて審査を行う。

4-4-2 施工単価調査

施工に要する資材費用、労務費用、機材運転費用等を一括して設定する特定工種に係る施工単価のデータを収集し、類似施工単価との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工単価の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

①難易度1：各種基準書や物価資料等を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

②難易度2：各種基準書や物価資料等を参考に出来ないもの、あるいは参考には出来るが、詳細な聞き取り調査が必要な調査。

4-4-3 施工歩掛調査

施工に要する作業員、機材、資材等の種類及び数量などについて設定する特定工種に係る施工歩掛のデータを収集し、各種基準書との比較・分析を行うものとする。

最終決定にあたり、施工歩掛の報告前に価格調査の妥当性や価格決定のプロセスについて審査を行う。

難易度1：各種基準書を参考とするが、専門工事業者等への確認が必要な調査。

5. 成果物

5-1 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料等については、調査職員と別途協議しなければならない。

5-2 業務完成図書

- (1) 「業務完成図書」は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）で2部提出しなければならない。
なお、「土木設計業務等の電子納品要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議のうえ決定する。

- (2) 業務完成図書の提出先は下記のとおりとする。

国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所
〒231-0001 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎5階

6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

- (1) 本調査で得られた結果は、当局の許可無く公表又は他に流用してはならない。
- (2) 発注者は、引き渡し前であっても成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。
- (3) 本調査で価格調査を行った資材価格に変動が発見された場合は、調査職員へ報告するものとする。
- (4) 調査内容の数量に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、調査実施上必要があると認めた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (5) 本特記仕様書に記載なき事項及び本調査の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

(6) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。
なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行えない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(7) 配置技術者の確認について

1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。
なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認のうえ確定するものとする。

- ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
- ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。

なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなつた場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。

(8) 契約内容の変更手続きについて

本調査における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(9) 設計変更等について

設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」（国土交通省港湾局）を参考とするものとする。

(10) 業務品質確保調整会議について

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、発注者及び受注者とその双方の責任者が参加し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を行う会議（以下「調整会議」という。）を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図書の点検を完了した業務着手前を基本とするが、調査職員と協議し決定するものとする。また、履行途中において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。会議の開催は、「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

(11) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄駅を横浜駅と想定しているため計上していない。

なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄駅からの旅費に契約変更するものとする。

以上

別 紙

資材等調査：特別調査－1（現地調査）

品目	規格数・形状寸法	単位	数量
特別調査－1		品目	10

資材等調査：特別調査－2（聞き取り調査）

品目	規格数・形状寸法	単位	数量
標準	1～10まで	品目	10
難易度（1）	1～10まで	品目	15
	11～20まで	品目	5
難易度（2）	1～10まで	品目	5
	11～20まで	品目	1

施工単価調査

品目	規格数・形状寸法	単位	数量
難易度（1）		施工単価	10
難易度（2）		施工単価	5

施工歩掛調査

品目	規格数・形状寸法	単位	数量
難易度（1）		歩掛	5